

Ⅰ 幼児教育における指導の努力事項

幼児期の教育及び保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児教育は、教育基本法、学校教育法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に規定する目的と教育及び保育の目標を達成するため、子どもの生活経験がそれぞれ異なる状況を考慮して、子ども一人一人の特性や発達過程、課題に応じた指導を行い、一人一人の資質・能力を育んでいくことを基本とする。

幼児教育は、環境を通して行う教育であることを踏まえ、どの幼児教育施設においても子どもの健やかな育ちを目指し、その最善の利益を考慮した質の高い環境が提供されるように、保育者は子どもとの信頼関係を築き、子どもが身近な環境に主体的に関われるようにしながら、共によりよい教育及び保育を創造するように努めなければならない。

日々の教育活動において、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成する際には、子どもが人やものに関わりがもてるようにしながら、その主体的な活動が確保されるようにする必要がある。

このため、幼児教育においては、次の努力事項の充実に努める。

Ⅰ 幼児教育の基本の重視

ー 環境を通して行う教育において育みたい人格形成の基礎・生きる力 ー

4 質の高い教育を
みんなに



幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。そこで、幼児教育においては環境の中に教育的価値を含ませながら、子どもが自ら興味、関心をもって、幼児期の教育における見方・考え方である身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤を経て環境とのふさわしい関わり方を身に付けていくことを意図した教育を行うこととする。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇人格形成の基礎
- ◇自己肯定感の育成
- ◇主体的・対話的で深い学び
- ◇幼児理解

(1) 幼児期にふさわしい生活の展開(自己肯定感の育成)

- ① 幼児期は、保育者との信頼関係に支えられて、少しずつ自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく時期である。幼児が**保育者に受け入れられ、見守られているという安心感と信頼感**をもっていろいろな活動に取り組んでいける生活が展開できるように努める。
- ② 幼児期の生活は、興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる自発的な活動からなっている。幼児が**主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わえる**ように努める。
- ③ 幼児期は、社会性が著しく発達する時期である。幼児が友達と十分に関わって展開をする生活を大切に、集団への参加意識や自律性が身に付くように努める。



(2) 遊びを通しての総合的な指導(主体的・対話的で深い学び)

- ① 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味や関わり方を発見するという学習である。園生活全体を通して、**自発的な遊びを中心とした指導が展開できるように努める**。
- ② 遊びを展開する過程の中で、発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られる状況が生まれるような意図的環境の構成や援助に努める。



(3) 一人一人の発達の特性に応じた指導(幼児理解)

- ① 子どもの発達の道筋は共通した過程を通るが必ずしも一様ではない。幼児一人一人の**発達の特性(見方、考え方、感じ方、関わりなど)**を理解し、個々の特性(個性)を活かした指導に努める。
- ② 子どもの具体的な要求や行動の背後にある内面の動きを察知し、本当に求めていることは何かを推し量り、子どもが求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。
- ③ 保育者の目の前に現れる子どもの姿は保育者との関わりの下に現れてきている姿との基本姿勢をもち、**子ども一人一人に応じたより適切な関わり**ができるように努める。



■ 関連資料 ■

- | | | |
|-------------------------|-----------------|---------|
| ◎『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成 30 年 |
| ◎『保育所保育指針解説』 | 厚生労働省 | 平成 30 年 |
| ◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 平成 30 年 |

2 生きる力の基礎を育む資質・能力

－ 「幼児教育の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導 －

4 質の高い教育を
みんなに



幼児教育においては、**幼児期の生活全体を通して、生きる力の基礎を育む**ことが求められている。幼児期の特性を踏まえ環境を通して行う教育及び保育において、発達を見通しながら資質・能力を育むことが大切である。

幼児教育において育みたい5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）のねらい及び内容に基づく活動を通して育みたい資質・能力が育まれている具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されている。保育者は子どもが遊びの中で発達していく姿として念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められている。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇生きる力の基礎
- ◇3つの資質・能力
- ◇5つの領域
- ◇幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 幼児期において育みたい資質・能力

幼児期に育みたい資質・能力は、自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むようにする。

- ①「**知識及び技能の基礎**」は、豊かな体験を通じて、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりするように育むこと。
- ②「**思考力・判断力・表現力等の基礎**」は、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするように育むこと。
- ③「**学びに向かう力、人間性等**」は、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営んでいけるよう育むこと。

資質・能力は個別に取り出して身に付けさせるものではなく、**5つの領域である「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」**のねらい・内容を、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育むようにする。



(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導

幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ自発的な活動としての遊びを通して、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、一人一人の発達の特性に応じた方向を意識して、

- ①健康な心と体
 - ②自立心
 - ③協同性
 - ④道徳性・規範意識の芽生え
 - ⑤社会生活との関わり
 - ⑥思考力の芽生え
 - ⑦自然との関わり・生命尊重
 - ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
 - ⑨言葉による伝え合い
 - ⑩豊かな感性と表現
- の姿をそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。また、保幼小合同研修会などにおいて、子どもの姿を共有することで円滑な接続が図られることが求められている。



■ 関連資料 ■

◎『幼稚園教育要領解説』

◎『保育所保育指針解説』

◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』

内閣府 文部科学省

文部科学省 平成30年

厚生労働省 平成30年

厚生労働省 平成30年

3 全体的な計画の作成と評価・改善

ー カリキュラム・マネジメントの実施 ー

4 質の高い教育を
みんなに



ここがポイント(取組の重点)

- ◇共通理解と協力体制
- ◇PDCAサイクル

全体的な計画は、在園期間の全体にわたり、各園の目標に向かうために、どのような道筋をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするために編成するものである。この全体的な計画がすべての土台として編成されることには、全職員が園の目標や方針について共通理解を深めること、子どもの育ちを長期的に見通すこと等の意義がある。また、全体的な計画に留意しながら、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を踏まえ教育課程を編成すること、実施状況を評価してその改善を図っていくこと、実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、**組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることが求められている。**

(1) 全体的な計画の作成

全体的な計画の作成は、長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように、目標、ねらい、内容、目指す子どもの姿など、園(所)や家庭、地域の実態に即し、全職員の話し合いの上で共通理解と協力体制の下に創意工夫して園(所)長の責任において作成する。

(2) 指導計画の作成と充実を図る

指導計画は、全体的な計画を具体化したものであり、長期的見通しをもった年、学期、月あるいは発達の大時期などの長期の指導計画と、それを関連させて具体的な子どもの生活に即して作成する週や日の短期の指導計画等の両方を考え作成する。

- ① 子どもの発達に即して一人一人が幼児期にふさわしい生活を展開しながら、必要な体験を得られるように作成し、環境との関わりを通して望ましい発達を遂げられるように努める。
- ② ねらい及び内容は、幼児期の生活における子どもの発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化を考慮して、興味や関心、発達の実情などに応じて設定する。
- ③ ねらいを達成するために適切なものとなるように環境を構成し、子どもが主体的にその環境に関われるように様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるように努める。
- ④ 具体的な活動は、生活の中で変化するものであることに留意し、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるように必要な援助をする。



(3) 評価・改善を図る

子どもの姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせ作成し、実施してきた全体的な計画を評価するPDCAサイクルを確立し、幼児教育の質の向上に向けて改善を図るように努める。また、自己評価・学校関係者評価等の積極的な活用を図る。

■ 関連資料 ■

◎『保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き』

沖縄県子ども生活福祉部 平成31年

◎『幼稚園教育課程編成のために』

沖縄県教育委員会 平成30年

◎『幼稚園教育要領解説』

文部科学省 平成30年

◎『保育所保育指針解説』

厚生労働省 平成30年

◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』

内閣府 文部科学省 厚生労働省 平成30年

4 園内研修の充実

－ 振り返りによる実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 －



幼児期にふさわしい教育を行う際に必要なことは、一人一人の幼児に対する理解を深めることである。そのために、指導の過程を振り返りながら一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが大切である。幼児教育施設においては、全体で学ぼうという意識の下、研修体制を確立するとともに、保育者の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼されるよう研修の推進を図ることが重要である。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇振り返りの時間の確保
- ◇同僚性
- ◇学び続ける姿

(1) 研修体制の充実を図る(同僚性による振り返りの時間の確保)

- ① 園長は、計画的、組織的な研修体制を確立することに努める。
- ② 各種研修会等の内容を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化するよう努める。
- ③ 幼児理解による指導の充実のために**同僚性による協力体制を築き**、全職員での情報共有や意見交換のための**振り返りの時間を確保するよう努める**。
- ④ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼児教育施設との合同研修等を行うなど研修体制の充実に努める。



(2) 実践的な研修の充実を図る(学び続ける姿)

- ① 保育実践において、幼児を理解するためには、保育者の関わり方に目を向け、記録やエピソード、写真をもとに教師間で日常的な振り返りを行い、**子ども一人一人の適切な援助に努める**。
- ② 園内研修では、保育者全員の発言機会を設けるなどの学ぼうという意欲の醸成を図る。
- ③ 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、研修による正しい理解と必要な支援について学び指導の改善に努める。
- ④ 実践事例研究や保育実践記録(ドキュメンテーション、エピソード記録等)を活用するなど、効果的な研修となるように工夫に努める。
- ⑤ 指導主事や幼児教育アドバイザーを招聘した研究保育等を行い、保育者の資質向上に努める。



(3) 幼児理解に基づいた評価の実施

- ① 評価の実施にあたっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、指導の改善を図るようにする。
- ② 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、評価内容を次年度または小学校に適切に引き継ぎ連携を図るようにする。

■関連資料■

◎『指導と評価に生かす記録』	文部科学省	令和3年
◎『幼児理解に基づいた評価』	文部科学省	平成31年
◎『幼稚園教育要領解説』	文部科学省	平成30年
◎『保育所保育指針解説』	厚生労働省	平成30年
◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』	内閣府 文部科学省	厚生労働省 平成30年

5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続



ー 沖縄県保幼こ小の架け橋期のカリキュラムの開発・推進及び連携体制の構築 ー

幼児教育で育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼児教育施設と小学校が連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を共有することが必要である。

小学校学習指導要領解説では、幼児期の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための**スタートカリキュラム**を編成し、**幼児教育との円滑な接続**が求められている。さらに、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施に向けて、**保幼こ小の関係者が連携してカリキュラム・教育方法の充実・改善**を推進し、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の理解を促し、園等での子どもへの関わり方に関する工夫を家庭や地域にも普及することが求められている。

本県においては、公立幼稚園が公立小学校に併設されてきた歴史的経緯の下、「**発達や学びの連続性**を踏まえた**円滑な接続**」を行うことを目的に「**沖縄型幼児教育**」を推進してきたその良さを活かし、小学校と全ての幼児教育施設との連携の充実を図ることが重要である。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇保幼こ小の連携体制
- ◇スタートカリキュラムの編成
- ◇関係機関の連携
- ◇「幼保小の架け橋プログラム」

(1) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- ① 幼児期の教育及び保育が小学校生活や学習の基盤の育成につながることを配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培うように努める。
- ② 幼児教育施設にあっては、小学校教育への円滑な接続が図られるように、入学当初において合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の工夫、めざす子どもの姿の設定を行うスタートカリキュラムの編成に関わり、**子どもが安心して小学校での生活をスタートすることができるよう**に連携する。
- ③ 幼児教育施設の教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取組を推進する。
- ④ 「**沖縄型幼児教育**」として推進してきた保幼こ小の連携体制を基盤として、沖縄県全体で「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進するために、『**保幼こ小の育ちをつなぐ 沖縄県 黄金っ子 架け橋サポートガイド**』を配付し、各市町村や各園・各小学校での活用を図る。



(2) 小学校との連携体制の推進を図る

- ① 発達段階に応じた教育及び保育を共通理解し、幼児期から児童期への発達の連続性を確保するために、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」について**小学校教員と共有**する。
- ② 小学校との連絡協議会を設置し、市町村主催の保幼こ小合同研修会において小学校教員との意見交換や、幼児・児童の交流活動等を通して小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。
- ③ 幼児教育施設を経て小学校へ入学することから、各市町村においては教育委員会と福祉部局が積極的に連携、幼小接続アドバイザー等の配置や連絡協議会の設置、保幼こ小の合同研修会の開催など、関係機関の連携を推進することが重要である。



■関連資料■

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------|---------|
| ◎『保幼こ小の育ちをつなぐ 黄金っ子 架け橋サポートガイド』 | 沖縄県 | 令和5年10月 |
| ◎『幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)』 | 文部科学省 | 令和4年3月 |
| ◎『黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)』 | 沖縄県 | 令和2年3月 |
| ◎『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成30年 |
| ◎『保育所保育指針解説』 | 厚生労働省 | 平成30年 |
| ◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』 | 内閣府 文部科学省 厚生労働省 | 平成30年 |

6 子育ての支援体制の充実

－ 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 －



子どもが健康・安全で豊かな生活をしていくためには、**家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培う**ことが大切である。

このため、幼児教育施設の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮することや、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進めるなど、関係機関と連携しながら地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たし積極的に子育て支援をしていく必要がある。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇家庭との連携
- ◇関係機関との連携
- ◇地域との連携



(1) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

- ① 保護者に対する子育ての支援は、**子どもの最善の利益を優先して行うものとし**、各地域の家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め相互の信頼関係を基本に、保護者自らが選択決定していくことを支援する。
- ② 保護者とのコミュニケーションは、日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など様々な機会をとらえて支援を行う。
- ③ 保護者及び子育てに関する知識や技術など、保育者の専門性や日々子どもが通う施設であることから、保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるように努める。
- ④ 施設の機能や保育者の専門性を生かし、地域の関係機関等との連携及び協働を図り体制構築に努める。
- ⑤ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には市町村や関係機関との連絡及び協力を図りながら保護者に対する個別の支援に努める。また、個別の教育支援計画の活用等により、就学先の学校に丁寧に引き継ぎを行うよう努める。さらに、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援教育の体制の充実に努める。
- ⑥ 外国人幼児など特別な配慮を必要とする場合には、安心して自己を発揮できるよう配慮するなどの個別の支援に努める。

(2) 地域の実態に応じた子育て支援の充実に図る

- ① 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、**地域の人材を積極的に活用**する。
- ② 保護者や地域の人々も利用できる場を提供し、地域の実情に応じて子育て講座や相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携した取組を進める。
- ③ 身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、**地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への関わり方を工夫**するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。



■ 関連資料 ■

◎『障害のある子供の教育支援の手引』	文部科学省	令和3年
◎『黄金っ子応援プラン(第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画)』	沖縄県	令和2年
◎『保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き』	沖縄県子ども生活福祉部	平成31年
◎『幼稚園教育要領解説』	文部科学省	平成30年
◎『保育所保育指針解説』	厚生労働省	平成30年
◎『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』	内閣府 文部科学省 厚生労働省	平成30年
◎『幼稚園教育課程編成のために』	沖縄県教育委員会	平成30年

7 健康及び安全の確保

－ 子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立 －



子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、**一人一人の子ども健康の保持及び増進並びに安全の確保に努める**ことが大切である。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが求められている。

ここがポイント(取組の重点)

- ◇全保育者での把握と対応
- ◇保護者への協力
- ◇関係機関との連携

(1) 健康支援

全ての保育者が子どもの健康状態の発育及び発達の状態の把握、健康の保持及び増進、感染症や疾病の発生予防に努め、発生や疑いがある場合には学校医、市町村、保健所等に連絡し指示に従うとともに、保護者へ予防の協力を求める。施設では、疾病等に備え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し対応できるように努める。アレルギー疾患を有する子どもに関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。

傷害が認められた場合には、保護者に連絡し、学校医と相談し適切な対応を図る。

不適切な養育の兆候が見られる場合には、躊躇せず関係機関と連携し適切な対応を行う。



(2) 食育の推進

食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の基礎を培うために、生活や遊びの中で、食に関わる体験を積み重ね、食事を楽しむ合うような成長をさせ、食事の提供を含む食育の計画を指導計画に位置付け、評価及び改善に努める。また、自然の恵みとしての食材や、食の循環・環境への意識、調理人への感謝の気持ちが育つように配慮する。さらに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組を進め、体調不良、食物アレルギー、障害があるなど、一人一人の心身の状態等に応じ、学校医等の指示や協力の下に適切な対応を行う。



(3) 環境及び衛生管理並びに安全管理

施設内外の設備、用具等の衛生管理や子ども及び全職員が清潔を保つよう環境の維持に努める。

子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の危険箇所の点検や訓練など不測の事態に備えるなど、事故防止及び安全対策として、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行う。



事故防止の取組では、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ対策を講じる。また、バスの降車後の車内確認、登園の出欠確認、指導計画に基づく園外活動や、散歩時の安全管理の取組についてマニュアルを作成し、全職員で共通理解を図り徹底する。

(4) 災害への備え

火災等の発生に備え、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、備品、遊具等の配置、保管について定期的に安全点検を行い、日頃から安全環境の整備に努める。

災害発生時の対応の具体的内容及び手順、役割分担、避難訓練計画等の事項を全体的な計画に盛り込み定期的に避難訓練を実施する。

災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡し方法について確認すること。避難訓練については、市町村の支援の下に、地域の関係機関や保護者との連携を図り、協力が得られるよう努める。

